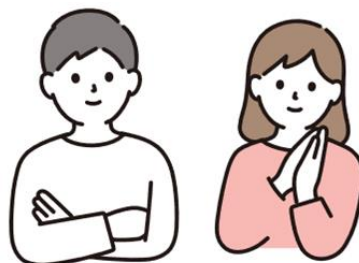


別居をお考えの方へ



八尾市では母子・父子自立支援員（相談員）が離婚前後の不安、養育費、就労、資格取得、お子様の進学のことなどの相談をお受けします。

一緒にお悩みの解決に向けて考えますので、ひとりで抱え込まず、気軽にご相談ください。 ※予約優先

婚姻費用（生活費や養育費等）の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じ、相手に自分の生活費や自立していない子どもの養育費等（婚姻費用）の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

婚姻費用の金額
の目安に関する裁
判所のHP



調停手続の概要
に関する裁判所の
HP



親子交流（面会交流）

- ・親子交流（面会交流）とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することです。
- ・子どもの健やかな成長のために面会交流について話し合ってください。

法務省
パンフレット



児童手当の受給者の変更

- ・離婚協議中などにより別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、児童と同居している人に優先的に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、こども若者政策課こども育成係（公務員の場合は勤務先）に確認してください。

八尾市こども若者政策課 こども育成係 072-924-3839